

東京ゼロエミ住宅導入促進事業

よくある質問Q&A

(令和4年度助成事業の拡充と申請受付等について)

令和5年2月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

1. 令和4年度助成事業の拡充及び令和5年度事業について

Q.1 蓄電池システムの助成対象費用とは何を指しますか？

A.1

機器費、材料費及び工事費、となります。

※蓄電池システムの機器費は蓄電容量 1kWh 当たり 20 万円以下
であること。

Q.2 令和5年1月31日より前に交付申請しましたが再度申請可能でしょうか？

A.2

可能です。以下をご参考ください。

① 紙申請の場合 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 HP

【参考書式】 取下げ書にご記入の上、再度行う交付申請書にご同封ください。

② 電子申請の場合 再度行う交付申請の際に取下げに☑を入れて取下げ書を添付してください。

※新たに交付申請を行なった場合でも受理決定までに約3週間かかります。
確認済証は受理決定日以降に取得してください。

Q.3 集合住宅の陸屋根であることの確認はどのような書類が必要ですか？

A.3

実績報告書提出時に陸屋根であることが記載されている不動産登記簿をご提出
ください。

※インターネットで登記情報提供サービスを利用し、印刷したものは不可。

Q.4 架台に対する助成（20万円/kW）は、架台及びその工事に係る経費のみを対象 としているとのことですが、どのような書類を提出する必要がありますか？

A.4

太陽光発電のシステム費と架台及びその工事費を区別できる内訳書を提出して
ください。

Q.5 令和5年度の助成内容や申請方法はどのようになりますか？

A.5

1月に発表された東京都令和5年度予算（案）においては、東京ゼロエミ住宅の
助成制度につきましては、令和4年度と同様の住宅の水準及びその助成額にて実施
する内容となっています。本予算（案）が成立した場合の来年度の申請の受付開始
時期等につきましては、詳細が決まり次第、本ホームページ等で公表いたします。

2. その他

Q.6 建築主や住宅購入者が住宅を売却するにはどのような手続きが必要ですか？

A.6

交付要綱17条第1項本文の規定により、地位承継承認申請書（別記第10号様式）を公社に提出し、承認を得る必要があります。なお、検査済証の交付から10年を経過した場合はこの限りではありません。

Q.7 住宅として他の者に賃貸するにはどのような手続きが必要ですか？

A.7

住宅としての用途が変わらないのであれば、交付要綱第22条に規定する「住宅以外への用途変更等の助成対象住宅等の処分」には該当しないため、手続きは必要ありません。